# 岡山市立三門小学校 いじめ防止基本方針

# いじめ防止対策に関する基本認識

# 1 いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

# 2 いじめに関する基本認識

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。まさに人権にかかわる重大な問題である。全職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で対処する。どんなささいなことでも子どもの内面に寄り添い親身に相談に応じることが大切である。

# 保護者・地域との連携

保護者及び地域に広く、いじめの問題 やこの問題への取組についての理解を深 めるべく、PTAや地域の関係団体等と の連携を図りながら、法の趣旨及び法に 基づく対応に係る広報活動を充実する。

- ・三門学区青少年育成協議会等におけ る健全育成の推進
- ・学級懇談会だけではなく, 日頃から の連絡(連絡帳, 電話, 家庭訪問な ど)の細やかな実施

# 学校

# いじめ防止対策委員会

#### 【役割】

いじめ防止についての状況把握や協 議を行う。

# 【実施時期】

- ・毎学期、ふれあい週間後に定期的に開催 ・いじめ事案の発生日から解消できるまで
- 【メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、 児童支援主任、養護教諭、各学年代表 (必要に応じて、校外より) いじめ専門相談員、こども相談主事

全教職員

# 関係機関との連携

- ○岡山県教育委員会
- ○岡山市教育委員会
  - · 月例報告
- ・関係児童への指導の支援や保護者対応等
- ○岡山市こども総合相談所(こ相)
- ○岡山市地域こども相談センター(地こ相) ・月1回以上の来校,ケース会議への参加
- ○岡山西警察署
- ○三門交番
  - ・非行防止教室の実施
  - ・ネットワーク会議等

# 本校におけるいじめ防止対策に関する基本姿勢と取り組み

# ① 未然

防

# 【友達を大切にする学級・学校の風土づくり】

- ・いじめに同調する行為やいじめを見て見ぬふりをする行為は、いじめに加担したり助長したりする行為につながることを指導する。
- ・対話が生まれる授業づくりを行い、思考力・表現力・コミュニケーション能力を養う。
- ・道徳教育を通し、豊かな情操を育み、友達を大切にする感覚を養う。

#### 【児童の人権意識の育成】

- ・人権週間等の活動を充実させ、児童がより自分たちの問題として考え、主体的に取り組むことができるようにする。
- ・警察や地域と連携し、非行防止教室等を実施し、自分で判断する力を育てる。

# 【情報モラル教育】

・インターネットモラル教室等の授業を通して、ネット上での危険性や人との関わり方について指導する。

# 2 早期

発見

- 【実態把握】
- ・学期に1回行う「ふれあい週間(教育相談)」を通して、児童の実態を把握し、担任と児童、また児童同士のよりよい人間関係づくりを目指す。
- ・ふれあい週間に合わせて、学期に1回アンケートを実施し、児童の実態把握及び児童理解に努める。

# 【情報共有】

・週1回の学年会,週2回の終礼並びに連絡会,月1回の生徒指導委員会,またロング連絡会(全教職員との共有)を通して,情報交換を密にし,児童の情報共有や共通理解を図る。

# 【組織的対応】

- ・いじめの発見及び通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、組織的に対応していく。
- ・いじめ問題への対処の際に知り得た児童の個人情報やプライバシーには十分に留意する。
- ・いじめ防止対策委員会を行い、指導方針、被害児童への支援や加害児童への指導方法を検討し進めていく。

# 【被害児童への支援と加害児童への指導】

- ・被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全と安心を徹底的に守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で接していく。
- ・被害児童にも責任があるという考えをもたず、自尊感情を高めるようにしていく。

## 【保護者・関係機関との連携】

- ・被害児童や加害児童の家庭との連携を密にし、岡山市教育委員会への連絡・相談・報告を徹底する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

# 【重大事態への対処】

- ・いじめにより児童等への生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、または、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認められる場合は、岡山市教育委員会に速やかに報告する。さらに、「いじめ防止対策委員会」を中心に、速やかに事実関係を調査し、関係機関との連携を適切に取りながら必要な措置を講じる。
- ・調査した結果については、被害児童やその保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

# ③ いじめへの対